

年金 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 戸籍年金係
☎476-1111(126)

**◆社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されます
～年末調整・確定申告まで大切に保管を～**

- 国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。
- この保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が本年11月上旬に日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。なお、平成27年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方には、翌年の2月上旬に送付されます。
- また、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族宛に送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

※『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』についてのご質問は、控除証明書のハガキに表示されている年金事務所へお問い合わせください。



**◆『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう！
～年金受給者の皆様へ～**

- 老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されません。）
- 課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、平成27年12月1日の提出期限までに必ず提出してください。この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。



平成28年分『扶養親族等申告書』が送付される方		
年齢	65歳未満	年金額が108万円以上
	65歳以上	年金額が158万円以上

◆国民年金保険料『5年の後納制度』開始

- 過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことが出来る『後納制度』が、平成27年10月1日から3年間限りの特例として開始されました。なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用は出来ません。後納制度を利用するには、申込が必要です。詳しくは『国民年金保険料専用ダイヤル』（0570-011-050）または、お近くの年金事務所へお問い合わせください。



【申請およびお問い合わせ先】

鹿屋年金事務所 ☎0994-42-5121

大崎町役場住民環境課戸籍年金係 ☎099-476-1111（内線126）